

函館市建築基準法第51条ただし書許可基準

(平成14年4月1日施行)

第1章 趣旨および対象施設

1 趣旨

卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物（以下「供給処理施設」という。）は、都市において必要な施設であるが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあることから、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第51条では、当該供給処理施設は都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、原則として建築してはならないとされている。

しかし、同条ただし書の規定では、当該供給処理施設の敷地の位置について特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可するものおよび建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の2の2に定める範囲内での新築、増築もしくは用途変更するものについては、この限りでないとされている。

供給処理施設の建築にあたっては、その敷地の位置を都市計画決定することを基本とするが、設置主体が国または地方公共団体でなく当該供給処理施設の恒久性が確保されない場合など、その敷地の位置を都市計画決定できない場合については、法51条ただし書許可により対応することとなるため、当該許可に関する基準をここに定めるものとする。

2 対象施設

法第51条の対象となる供給処理施設は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 卸売市場

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。

(2) 火葬場

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定するものをいう。

(3) と畜場

と畜場法（昭和28年法律第114号）第2条第2項に規定するものをいう。

(4) 汚物処理場

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物のうち、同条第2項に規定する一般廃棄物に該当するふん尿、汚泥および汚水等の汚物を処理する施設をいう。

(5) ごみ焼却場

廃掃法第2条第2項に規定する一般廃棄物の焼却施設をいう。ただし、自家で発生するごみを焼却する施設を除く。

(6) その他の処理施設

廃掃法第8条第1項に規定する施設（前二号に掲げるものを除く。）および同法第15条第1項に規定する施設（廃掃法施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げるものを除く。）をいう。ただし、事業者等自らが排出する廃棄物の処理の用に供するものを除く。

第2章 許可基準

許可の基準は、各関係法令等に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

1 上位計画との整合性に関する基準

施設計画は、国、道および市において、当該施設に関する計画または指針等が定められているときには、これらの計画等と整合が図られていること。

2 敷地の位置に関する基準

(1) 将来的な土地利用計画上の支障がないこと。

(2) 風致地区および景勝地でないこと。

(3) 卸売市場にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域、準工業地域、商業地域および近隣商業地域の地域内を原則とする。

(4) 火葬場にあつては、都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域内を原則とする。

(5) と畜場にあつては、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域および工業地域の地域内を原則とする。

(6) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設にあつては、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域および工業地域の地域内（敷地境界から100メートル以内の区域に住居が集团的に存しない場合に限る。）を原則とする。ただし、その敷地の位置が、同法

第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域内にある場合において、「函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱」（平成14年4月1日施行。以下「廃棄物指導要綱」という。）第5条第1項の規定に基づく「廃棄物処理施設の立地等に関する基準」が遵守されているものについては、この限りでない。

3 施設計画に関する基準

施設計画は、関係法令等に基づく各種基準等（汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設にあっては、廃棄物指導要綱第5条第1項に規定する「廃棄物処理施設の敷地の造成等に関する基準」（以下「造成基準」という。）および「廃棄物処理施設の構造等に関する基準」）に適合していること。

4 搬出入に関する基準

(1) 主搬入道路は、次に掲げる供給処理施設の区分による幅員を有していること。

ア 卸売市場

12メートル以上で、原則として歩車道が分離され舗装整備されていること。ただし、交通の支障がない場合においては、この限りでない。

イ 火葬場およびと畜場

9メートル以上で、原則として歩車道が分離され舗装整備されていること。ただし、交通の支障がない場合においては、この限りでない。

ウ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

廃棄物指導要綱第5条第1項に規定する造成基準の内容に適合していること。

(2) 出入口の位置等の交通安全対策が講じられていること。

(3) 駐車場等が、適正な規模で配置されていること。

5 周辺環境への配慮（緑地帯等の設置）に関する基準

次に掲げる供給処理施設の区分により、周辺環境への配慮（緑地帯等の設置）がなされていること。

(1) 卸売市場

敷地内に有効な空地を確保すること。

(2) 火葬場およびと畜場

敷地内に有効な空地を確保するとともに、敷地の周囲に緑地帯を設け植樹等を行うこと。

(3) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

廃棄物指導要綱第5条第1項に規定する造成基準の内容に適合していること。

6 環境対策に関する基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法および公害防止条例等の各関係法令による規制基準が遵守され、当該供給処理施設周辺の環境を保全する措置がとられていること。

7 関係機関協議および住民への周知等に関する基準

(1) 関係機関協議

関係機関（道路管理者、河川および水路等の管理者ならびに水利権者等）との協議を了していること。

(2) 住民への周知等

次に掲げる供給処理施設の区分により、住民への周知等が行われていること。

ア 卸売市場、火葬場およびと畜場

敷地の境界に接する土地の所有者および当該土地を使用する権原を有している者、事業計画に係る敷地を区域に含む町会等ならびに敷地の境界から300メートルの距離の範囲内の居住者およびその居住者が属する町会等に対して施設計画の事前説明を行うとともに、同意を得る（居住者を除く。）こと。

イ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

廃棄物指導要綱第11条から第13条までに規定する内容が遵守されていること。

8 維持管理に関する基準

次に掲げる供給処理施設の区分により、維持管理に関する計画等が定められていること。

(1) 卸売市場、火葬場およびと畜場

適切な運営を図るための維持管理計画等が定められていること。

(2) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

廃掃法の規定によるほか、廃棄物指導要綱第13条第1項の規定に基づく協定が締結されていること。

卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給施設に関する建築基準法第51条の規定の取扱について

(昭和35年1月25日 建設省計発第29号)

- 1 標記各施設は、次項の場合を除き原則として都市計画の施設として決定するものとし、その場合の手続きは従前の例によること。
技術的な計画標準は別途定める。
- 2 標記各施設のうち同法同条ただし書の規定により特定行政庁が取扱うべき範囲は、おおむね次の各号に掲げる場合とするが、その実施に当たってはあらかじめ関係部局と協議しておくこと。
 - (1) 市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響の少ない場合
 - (2) 将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される暫定的なものである場合
 - (3) 設置しようとする都市に、用途地域、街路網、公園等の既定都市計画がない場合又はそれらの計画の構想が確定していない場合
 - (4) その他関係部局が公益上やむを得ないと認める場合

産業廃棄物の処理施設等の取り扱いについて

(昭和47年12月8日 住街発第90号)

- 1 産業廃棄物の処理施設で、法第51条に規定する「その他の処理施設」に該当するものは、廃棄物処理法第15条(現第12条)に規定する産業廃棄物処理施設(工場等の敷地内に位置する産業廃棄物処理施設で、当該工場等により排出される廃棄物に限って処理を行うものを除く。)とする。なお、この場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第4号及び第5号かっこ書きに規定する施設をも対象とするものとする。
- 2 ごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)で法第51条に規定する「その他の処理施設」に該当するものは、1日の処理能力が5トン以上のものとする。